

- ※1 懸念先:
 ①グループD/懸念国:イラン、イラク若しくは北朝鮮の国籍を有する者又は居住する者
 ②グループD/国連武器禁輸国・地域:アフガニスタン、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン、南スーダン若しくは中央アフリカの国籍を有する者又は居住する者
 ③外国ユーザーリスト掲載機関:アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港、レバノン、エジプト、イエメン及びロシアの15ヶ国・地域に所在するユーザーリスト掲載機関に所属する者又は平成14年4月以降に所属した経歴を有する者(当該リストは、「東北大学における安全保障輸出管理HP」よりダウンロード可能)
 ④グループADを除く(国の軍事・国防関連機関(現役の在籍者のほか、在籍歴を有する者を含む))

※2 グループA/ホワイト国:アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国、日本(出身機関や所属機関と国籍とが異なる場合等、居住地の判断に迷う場合には、安全保障輸出管理室までご相談ください。)

※3 懸念情報「相手先チェックリスト」「明らかガイドラインチェックリスト」「用途チェックリスト」に該当する情報。核燃料・核原料物質、核融合、原子炉、化学物質、微生物、毒素、ロケット、無人航空機又は宇宙に関連する研究に従事している教員は、特に慎重に該当の有無を特に慎重にご確認ください(当該チェックリストは、「東北大学における安全保障輸出管理HP」よりダウンロード可能)。

【輸出管理シートの提出先】
 部局の輸出管理担当者又は関係書類と併せて教務・人事担当係へご提出ください。
 ※輸出管理担当者の連絡先は、東北大学における安全保障輸出管理HP(下記URL)の「全学・部局相談窓口」よりご確認ください。

【安全保障輸出管理室の連絡先】
 本部事務機構 総務企画部法務・コンプライアンス課
 安全保障輸出管理室(文書番号:事B6)
 電話:217-5920/(内線のみ)91-6058 FAX:217-6069
 E-mail: export@grp.tohoku.ac.jp
 東北大学における安全保障輸出管理HP:

※4 過去の判定結果が「条件付き承認」(経済産業大臣の許可を取得することを条件に取引承認)であった場合には、学内の判定手続は不要ですが、経済産業省への役務取引許可申請は、一部の例外を除き、改めて行っていただく必要がありますので、安全保障輸出管理室までご連絡ください。
 また、過去の判定手続で外為令の例外規定(公知の技術等)の適用がなかった場合であって、リスト規制改訂時に安全保障輸出管理室が行う確認の結果、提供技術がリスト規制に該当することが確認された場合には、提供技術の内容が変更しない場合であっても「輸出管理シート」の作成・提出が必要となりますのでご注意ください。

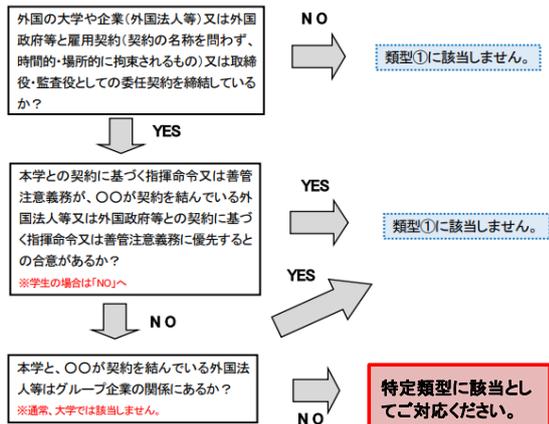
- ※5 下記のいずれかに該当する者は特定類型に該当する者として対応してください。
 判断の詳細は、下記「特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート」、あるいは下記経済産業省の関連ホームページをご覧ください。(https://www.meti.go.jp/policy/onpo/anno07.html)
- ① 契約に基づき、外国政府・大学等の支配下にある者(外国大学と雇用契約を結び教授職を兼職している等)
 - ② 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者(外国政府から留学資金の提供を受けている外国人留学生等)
 - ③ 上記の他、国内において外国政府等の指示の下で行動する者(日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている等)※③は経産省から連絡が来ることが想定されています。

【用語の定義等】

- ◇ 「受入れ」: 入学・新規採用等により新規に受け入れる場合のほか、受入身分を変更して引き続き受け入れる場合を含む。
- ◇ 「外国人」: 外国籍を有する者(日本の永住権を有する場合を含む)。ただし、日本国籍及び外国籍を同時に有する場合は、その主たる居住地が外国である者。
- ◇ 「日本人」: 日本国籍を有する者。ただし、日本国籍及び外国籍を同時に有する場合は、その主たる居住地が日本である者。
- ◇ 「留学生」: 外国人であって以下の身分で本学に受け入れる者(在留資格は問わない)。なお、外国の大学に在学する日本人が本学に留学する場合を含む。
- ◇ 学部学生: ①研究室への配属又は指導教員が決定した場合、②①の前に技術の提供がある場合、③学籍異動(転学部・転学科)がある場合(研究内容の変更がある場合であって、研究室の配属がある場合又は指導教員を有する場合に限る)
 - ・ 大学院学生: ①入学のための出願時又は指導予定教員内話時、②研究内容に変更がある場合(学籍異動(転科・転専攻等)による場合を含む)。
 - ・ 科目等履修生: 授業科目の履修以外に技術の提供が予想される場合。
 - ・ 特別聴講生: ①指導教員を有する場合、②授業科目の履修以外に技術の提供が予想される場合。
 - ・ 特別研究生: 受入れのための指導予定教員内話時。
 - ・ 研究生: 入学のための出願時又は指導予定教員内話時。
 - ・ 特別訪問研修生: ①懸念先(※1)以外からの受入れて、かつ、公知の範囲を超えた技術の提供が予想される場合、②懸念先からの受入れで技術の提供が予想される場合。
- ◇ 「外国人研究者」: 外国人であって、教員、外国人研究員、准職員又は時間雇用職員として本学に採用される者並びに客員研究員、学振により研究員等として採用された者その他本学と雇用関係のない外国人研究者。
- ◇ 「訪問者」: 施設見学や情報交換等の目的で一時的に本学を来訪する外国人研究者で本学に身分・肩書を有さない者。ただし、共同研究の相手先等のように具体的な技術的交流を目的として本学を一時的に訪問する者はここにいう「訪問者」には含まない。

特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート
 ※文言を簡略化している箇所もあります。判断に迷った際には当室にご連絡ください。

■ 特定類型①: 外国政府や外国人と雇用契約等をつ結んでいる場合 (主に教職員)



■ 特定類型②: 外国政府等から経済的利益を受けている場合 (主に学生)

